

災害支援物資拠点施設整備に係る樹木の抜根及び処分業務委託仕様書

1 業務委託内容

災害支援物資拠点施設整備計画地内の樹木の抜根及び処分

2 目的

災害支援物資拠点施設整備事業の実施に当たり、支障となる樹木の伐採後の根株について抜根・処分する。

3 具体的な業務内容等

- (1) 業務内容 指定する根株の抜根及び処分
- (2) 場所 宮崎県立農業大学校敷地内（別紙1のとおり）
- (3) 数量 別紙2のとおり
- (4) 現地の状況 別紙2のとおり

4 業務実施に当たっての要件

業務の実施に当たっては、次のことに留意すること。

- (1) 樹木は既に伐採されており、残った根株について抜根するものであること。また、抜根後の穴は埋め戻すこと。
- (2) 抜根した根株は、全て適切に処分すること。
- (3) 処分総量が本仕様書「5 入札金額積算に当たっての留意点」に記載する想定量を超えることが見込まれる場合は、事前に協議すること。
- (4) 現地では本事業に係る他の工事が施工されている場合があるため、処分前の根株を仮置きする際は、他の工事施工に支障とならない場所とし、囲い等の安全対策を施すこと。
- (5) 業務の実施に必要な事務所、休憩所等は、受注者が準備すること。
- (6) 車両の搬入、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (7) 周辺住民や宮崎県立農業大学校関係者、その他利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- (8) 業務実施場所（芝生内）の養生は不要であるが、道路及び駐車場等の作業通路の汚損防止対策を図ること。
- (9) 緊急車両及び周辺車両の通行に支障がないよう配慮すること。特に、業務実施場所北側に隣接する駐車場（西側部分）は、家畜伝染病発生時の車両消毒ポイントになることから使用を控えるとともに、駐車場（東側部分）を使用する際も防疫業務の支障にならないよう配慮すること。
- (10) 法令や環境、安全に配慮するように努めること。

5 入札金額積算に当たっての留意点

処分に係る費用については、処分総量10トンと想定して積算すること。

6 その他

- (1) 業務完了後、成果品として業務実施報告書を県へ提出する。
- (2) 業務の実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行う。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。